

## 遊びをせんとや生まれけん

紺 谷 典 子

### カジノ学会

今年の秋、日本にカジノを作ろうというグループが旗揚げした。「日本カジノ学会」である。名前の通り歴とした学会で、カジノを中心遊びの文化や歴史を学問的に研究するのが目的だが、日本でカジノを合法化するための活動も行う。

賭博が禁止され、カジノ・バーの摘発が相次ぐ日本で、あえてカジノ開催を目的に掲げるだけあって、メンバーはいずれも一筋縄ではいきそう

もない面々。作家の室伏哲郎、安藤福郎、猪瀬直樹、高橋三千綱、作曲家のすぎやまこういち、ジャーナリストのマッドアマノ、西川りゅうじんなどの各氏、もちろん専門の学者も加わっている。日本社会は大人じゃない、カジノを認めるかどうかは日本が大人になれるかどうかの試金石だと理事長の野田一夫氏は語っている。誘われて私も一員になったのは、カジノを否定する気持ちが株式投資を否定する気持ちとどこかでつながっていると思ったからである。

刑法一八五条はこううたつていて、「賭博をし

た者は、五十万円以下の罰金又は料料に処する。

ただし、「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない」。一時の娯楽に供する物ならなぜ良いのか、どういう物なら一時の娯楽と認定されるのか知りたい気がする。常習なら三年以下の懲役、賭博場を開設すると三月以上五年以下の懲役と定めている一八六条がカジノ・バー摘発の根拠なのである。

日本でだってすべての賭博が禁止されているわけではない。御存知のように競輪、競馬、競艇など法律で公認している例外はある。先進国でカジノを公認していないのは日本だけだ。なぜカジノは認めないのか、というと基準はよくわからぬい。多分、基準は、お役所の胸先二寸にあるのだろう。

最近は、北朝鮮ですらカジノは公認だ。北朝鮮ですかうというのは、北朝鮮はカジノを「資本主義

をあげた。これは税収に次ぐ政府の大きな財源になつていてる。マニラ湾にカジノを建設するという計画は、もし中国返還後のマカオでカジノが廃止されれば、とつてかわってフィリピンがアジアのラスベガスになると目論んでのことである。中國がマカオのカジノを廃止するはどうかつかどうかは疑問だが……。

カジノひとつを見ても、アジア諸国は日本よりはるかに合理的に経済活性化にとりくんでいることがわかる。観光客を誘致し財政収入を増やすのがねらいである。ハブ空港、金融市場で遅れをとっている日本は、カジノでもアジア諸国に水をあけられようとしている。

アジアのみならず欧米も、経済活性化、国際競争力強化に必死である。そうした各国の努力を日本は手を携いて見ているだけである。「もう成長は無用だ」などとのんきな声も聞こえるが、この

社会の最大の害悪」と嫌っていたからだ。聯合通信が伝えたところによると、ルーマニアの北朝鮮大使館は、建物の一部を改装して「ド・プラザ・カジノ・クラブ」というカジノの運営を始めたそくである。北朝鮮の駐ドイツ大使館は数年前から美容院を経営しているという話だが、それもこれも経済難のせいらしい。北朝鮮の海外の大使館は運営費用は自主調達だそうで、美容院もカジノも、外貨獲得のための止むを得ざる措置ではあるらしい。とは言え、カジノはカジノだ。

北朝鮮だけではない。ロシアでもカジノが盛んで、モスクワ市長が「カジノを減らせ」と命令を出さざるを得ないほど乱立気味という話だ。また、最近の外電によると、フィリピン政府はマニラ湾の埋立地にアジア最大のカジノ建設を決定したという。フィリピンはもともと一〇の公認カジノを持っており、九五年には四〇〇億円近い収入

ままで現状維持さえ困難だろう。いつまでも日本がアジア一の大國でいられると思うのは幻想でしかない。

## カジノ禁止は経済軽視

「賭けを認めない」という考え方の背後には、経済を軽視する思想もあるようだ。そもそも賭けの要素を持たない事業活動などありえない。事業資金の提供も当然賭けである。中でも株式投資は賭けの要素が大きいが、それは、株式が大きなリスクを負担するものだからである。業績が悪ければ大損も覚悟だが、成長の可能性に賭けようという資金提供が事業には必要だ。若い企業を育てなければならぬ現在の日本では、株式市場はいよいよ重要性を増している。

リスクを避けていては将来は危うい。リスクを

とること、賭けをすることを否定的に見ていては、日本経済は衰退するばかりだ。日本経済を立て直すためにも、発想の転換が必要だろう。

投機取引で巨額の損失を出しながら経営者が何年も気づかなかつたという不祥事があいついだ。それも大和銀行、住友商事という日本を代表する企業である。日本企業の監査・監督の甘さが指摘されたが、本当の原因は「日本にカジノがないからだ」と室伏哲郎さんは『週刊現代』でこう書いている。

「先進国で唯一カジノが合法的に存在しない、という事実は、ただ日本の役人のアタマがズレているというばかりではなく、ギャンブルを蛇蝎（だかつ）視するPTA的儒教思想の持ち主がこの国にはまだまだ多いということにほかならない。資本主義社会の本質は、政治から経済、文化まですべて右か左かイエスかノーかプラスかマイ

ナスカの自由選択（賭け）で動いている社会だといふ基本原理さえ御存じないヤカラも結構おいでなさるのである」

「自腹でギャンブルをする人、カジノで身銭を賭ける人、いやいや、パチンコをする程度の多少の遊び心を持っている御仁なら、誰でも知っているはず。非情酷薄のギャンブル世界では、自腹や身銭の危機管理をするのは自分以外は無いのだという冷厳な事実を。そして、そういうギャンブル世界でモまれ鍛えられ、損したり儲けたりして、ギャンブルや賭け、つまり資本主義の世の基本的カラクリを学習するわけである。

ところが、パチンコも知らず、カジノの賭けからも隔離された日本の純粹培養型偏差値秀才が、いきなり国際為替債券相場や商品相場の修羅場にほうり出され、巨額の他人のカネをまかされた場合どうなるか。身銭を切り、ピンチにたびたび危

## 機管理の自己体験を積み重ねてきたカジノ合法国

のナミの仕手に軽くヒネられるのは自明の理。

こんな簡単な原理も分からず、カジノの非合法化を続け、パチンコの換金も非合法なのに黙認、国際相場では連戦連敗隠敵という珍プレイづくしのインチキ法治国家は世界でも珍しい。」

大和銀行、住友商事ばかりではない。銀行の内部監査体制の甘さ（というより欠如）を露呈した

カジノがあればこれらの事件が防げたかどうかはわからない。しかし、カジノを認める風土があれば、もう少しリスク管理の思想が育っていたのは間違いない。

リスク管理の仕組みができるいなかつたのは、リスクをとる気がないからだ。リスク挑戦への意欲があつてはじめてリスク管理のニーズが生まれる。日本の銀行のリスク管理体制の欠如は、そもそもリスクをとって事業を育てようとしなかつたからである。数々の不祥事は、事業の成長性を評価しリスクを負担して資金を提供するという金融本来の役割を放棄してきた証明である。証券も同様だ。証券市場に事業を育てる意欲があれば、店頭市場だってもう少しまともなものに育つのではないか。

ていたはずではないだろうか。

リスク挑戦の意欲が育たなかつたのは、リスクへの挑戦そのものが評価されない風土だったからであろう。前例主義、減点主義では、リスク挑戦の意欲が育とうはずがない。先進国というお手本があつたキャッチアップの時代には、リスクをとらなくても高度成長が可能だつた。しかし、現在はそうではない。自らのリスクで新事業を育てなければ日本経済の将来はおぼつかない。

経済活動はすべて賭けである。投資も生産も販売も将来に賭ける行為だ。資本主義社会は、自由選択、つまり一人一人の決断でことを行うのが基本である。自由である代わりに、結果の責任もまた自分のものである。流行のように規制緩和と行革の必要が叫ばれているが、規制と保護を求めてきたのは私たち自身ではなかつたか。

酒類の自販機の深夜販売が停止されたのは二〇

だ。規制緩和は自律と自己責任を要件とする。規制緩和を求めながら一方で他律を求める矛盾を指摘する声はほとんどない。

### 遊びなくては大人じゃない

かつて美濃部都知事は都が賭事を主催するのかという批判に迎合して、後楽園競輪をやめた。結果、都民は重要な財源のひとつを失つた。賭事で破綻する家庭はあるかもしれないが、事故がおきるから飛行機や自動車を使わないかと言えば決してそうではない。ものごとはすべてプラスとマイナスの兼ね合いだ。良いことばかりのものなどないと知っているのが大人の智恵というものであるう。

宝くじなど賭事は生活のささやかな楽しみだ。先ごろ、海外の宝くじの取次ぎ・購入が刑法に触

年以上も前だが、今度は自販機そのものを撤去せよとの話になつてゐるらしい。未成年者の飲酒の契機になるというのが理由である。免許証などで年齢を識別する自販機も開発されたようだが、人の免許証を借りればそれまでだ。

もちろん、世の中、便利なら良いというものでもないし、安全や景観の面からも自販機の野放しは問題がある。しかし、未成年者の飲酒は自販機の問題だろうか。親のしつけと本人の自覚、根本的には「自律」の問題だ。自販機撤去を要求する消費者団体や市民運動家は「他律」に解決を求めるようとしているように思える。最近の報道によると、消費者金融の無人契約機の撤廃を市民団体が求めているという。「安易に借金ができる、多重債務を助長する」というのが理由である。規制緩和と行革が声高に求められる日本の、これが現実

れるということで話題になつた。「海外の宝くじは買つただけでも罪になる」なんて知らない人がほとんどだ。その理由を知る人はもつと少ないだろう。刑法一八七条は「富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金」と定めている。取り次ぎも禁止だ。さらに「富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は料金」となっている。富くじなんてことは現代では落語の中でしか使わない。

賭博も富くじも暴力団の資金源になるというのが禁止の理由らしい。たしかに海外の宝くじでも、購入資金だけ集めて実際には宝くじを買っていないインチキな取り次ぎ店があつたらしい。しかし、むしろ公認しないからあやしげな業者が跋扈する。禁じるからこそ暗闇に潜る。陽のある所にさらした方が、一部の人たちの好む「健全性」も保たれようというものだ。人間はホモルーデン

ス「遊びをせんとや生まれけん」だ。宝くじや懸賞金つき定期預金があれほど人気なのだから、日本人だって賭けは好きなのだ。本性に根ざしているものを、禁じさえすればなくせると考えるのは驕りというものではないだろうか。

賭博罪の適用は範囲が広い。海外の銀行が一〇年以上も前から自由に駆使している金融・為替の先物取引の手法にFXA・FRAと呼ばれるものがある。将来の為替や金利の取引条件を予め固定できリスク回避にも利用される手法だが、日本はこれを禁じてきた。相対取引であるために賭博性がある、というのが法務省の見解だった。ようやく二年前に解禁されたが、法務省の見解がどう変わったのか報道の範囲では不明のままである。たしかなのは、日本の銀行が海外の銀行に大きく遅れをとったという事実だ。それだけではない。解禁の遅れは欧米の銀行を日本からアジア市場へシ

フトさせる一因となつた。カジノ禁止の思想は日本経済の空洞化の深くて大きい要因なのである。「もう成長は要らない」という議論がもつともさかんだたのは、この不況が深刻化しつつあった時期である。なぜか日本では、経済を否定すれば清廉であるかのように思われがちだが、その児性は賭けを否定する思想と同根だ。結局、対策の遅れが戦後最悪の不況を招いたが、誰も責任をとらなかつた。空洞化の責任も誰も負わない。まさしく幼児が責任能力を持たないがごとくである。

経済のみならず人生だって賭けである。だが、人生には賭博罪は適用できまい。規制緩和を求めるならそろそろ「大人の議論」をすべきだろう。  
(「んや ふみ」・当研究所主任研究員)